

身体拘束適正化に向けた取組について（お知らせ）

全てのご利用者及び保護者（ご家族、後見人）の皆様へ

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。

一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為で、何よりも本人の尊厳を侵害することです。

当センターでは利用者様への身体拘束は原則禁止としておりますが、利用者様及び他の利用者様が安心・安全な生活を送って頂くためには、やむを得ず身体拘束を行わなければならないことがあります。このような場合でも身体拘束はできる限り最小限にするように努めております。

身体拘束を最小限にする身体拘束適正化の取組は、本人の尊厳の尊重や、虐待防止にも繋がる不可欠な取組といえます。

そこで、当センターとしましては以下の基本方針に基づいて身体拘束適正化の取組を行うことを表明します。

身体拘束適正化の基本方針

- すべての職員がご利用者様主体の行動や尊厳を最大限に尊重します。
- ご利用者様の思いをくみ取り、意向に沿ったサービスを提供し、多職種の職員が協働して丁寧な対応に努めてまいります。
- センター内での身体拘束の現状把握と適正化への改善方策について検討するための委員会を設置します。
- やむを得ず例外的に必要最小限の身体拘束を行う場合は、予めご利用者様、保護者（ご家族、後見人）へ説明して、同意を得られた場合に限り行うこととします。
- 身体拘束適正化についての職員研修を定期的に行い、身体拘束適正化への醸成に努めます。

令和8年5月

愛知県三河青い鳥医療療育センター長

則 竹 耕 治